

稲作転換対策の基本的方向について

農林省稲作対策推進事務局企画官 飯 村 宏 樹

わが国の農業が当面している諸問題のうち最も深刻であり、かつ緊急を要する問題のひとつである米の恒常的過剰問題は、農政上の大きな課題として益々その重要性を増しつつあることは、すでに周知のとおりです。

また、他方、農業が経済の国際化、物価問題、公害問題等の諸問題への対応を要請されているなかで、米の生産調整と稲作転換について、どう対処していこうとしているのか、その基本的方向はどうか、そのあらましを紹介したいと思います。

1 稲作転換の必要性

最近の農産物の需給動向をみると、米は恒常的な過剰状態にある反面、他方においては、需要が増大しているにもかかわらず生産が対応していない農産物があるという、はこう状態がみられます。

このように農業生産および農業経営が、需要の動向に対応していない、またしにくい条件が多く、これらを克服するためにはいろいろ解決すべき問題がありますが、それらをふまえて、今後の農業生産を需要の動向に即応した姿に誘導しながら、農業の近代化を促進するため、米の生産調整を行なうとともに、野菜、飼料作物、大豆などの作物への転換を推進し、これら転作が定着し、安定した農業経営の確立を図ることとしたのです。

米の生産調整は、単なる生産の抑制にとど

まるのではなく、需要の増大する作物をはじめとする他作物への積極的な転換を図るとともに、それらが経営として、安定的に定着するよう推進することが必要です。

これを契機として農産物の需要動向に対応しうる農業生産、あるいは集出荷、流通の体制を確立する等農産物の供給体制を総合的に整備することが肝要です。

また、これは、農業者の所得の面からも、国民に食料を安定的に供給する面からも、さらに、国土資源の効率的な利用を図る上でも極めて重要なことなのです。

2 稲作転換の基本的方向

ではどのような方向に稲作転換を推進しようとしているのか、その基本的な方向としては、まず第1は、農産物の長期的な需給見通しに基づく計画的な転作の推進です。

今後の農業生産は、農産物の長期にわたる需要の動向に適合することが不可欠であり、新たな過剰農産物を生じないよう需要の範囲で目標を定めて計画的に行なうことが必要です。

そのため、米は生産調整により減産を図ることとし、需要が増大する畜産物あるいは、果実、野菜等の園芸作物については、その生産の増強を図るとともに、生産が減退している大豆、麦類等について生産の増大を図ることとしたのです。

第2は、地域の特性をいかした農業生産の推進です。

転作は、地域の自然的、経済的条件に適合し、適地適産となるようすすめることが重要であり、このため、地域の特性に即応した農業生産へ誘導することが大切です。

地域の農業生産を長期的な観点にたって誘導するガイドポスト（指標）として、45年12月に農林省から「農業生産の地域指標の試案」が公表されました。

今後の農業生産は、地域別の生産の方向づけを行ない、それによって生産を誘導する必要があります。地域の特性をいかしながら、選択的拡大の方向で着実に伸長し、生産構造の再編成が図られていくことが期待されています。

第三は、生産性の高い農業経営の確立です。地域の特性をいかした、需要の動向に即応した農産物の生産が安定的に行なわれるためには、それが近代的な農業経営によって高い生産性を伴いながら行なわなければなりません。

このため、長期的な視点にたち、意欲的な農業者等を中心に、生産性の高い近代的な農業経営ないし農作業単位をできるだけ広げんに育成し、それらが、確立する方向で転作が行なわれるよう誘導することが必要です。

以上のような方向で稲作転換を推進しようとしているわけですが、次にどの程度の規模で、どのような方法で実施しようとしているかについてふれたいと思います。

3 転作の計画的実施

(1) 転作の実施期間

米の生産調整および稲作転換のための対策は、46年度から50年までの5年間実施されることとなりました。

これは、米の需給の均衡をはかりながら、転作を進め、それが定着するのには、一定

の期間を必要とするからです。

(2) 転作の目標面積

稲作転換を必要と見込まれる面積は、試算によれば、今後、道路、工場、住宅等の用地として農業以外の用途への転用見込面積をさしひいても、なお、60万ヘクタールに近い作付面積が余剰となると見込まれています。

このため、前述した方向に沿って、50年度までに他作物へ転換しようとする面積は、おおむね50万ヘクタールとし、作目別のおおむねの目標面積は次のとおりです。

(単位：千ヘクタール)

区 分	50年における 転作目標面積	うち46年における 転作目標面積
飼料作物	200	45
永年性作物	34	9
大豆等豆類	180	45
野菜	56	40
その他の作物	30	11
計	500	150
ほかに造林	40	11

転作にあたっては、基盤整備等各種の条件をととのえながら進めなければなりません。

したがって、直ちに転作を行なうことは困難なものもあるため、さしあたり46年度は15万ヘクタールの転作を目標としていますが、諸条件の整備を図りつつ逐次面積を拡大し、50年には50万ヘクタールの転作が達成され、定着するよう努めることとしています。

(3) 稲作転換方針および計画の作成

稲作転換を総合的かつ計画的に実施するためには、長期的な方針に基づいて推進する必要があります。

このため、国、都道府県、市町村は、そ

それぞれの段階で、稲作転換に関する基本的な方針とか計画を樹て、転作を積極的、計画的に推進する必要があります。

また、学識経験者等からなる指導組織を設けたり、関係団体等の協力、部落座談会を重ね意見を充分求めて一致協力して推進することが重要です。

4 転作経営の定着化の方向

大規模な転作の実施と本格的な転換、定着を図るためには、計画的、組織的な転作の実施が必要です。また、転作の担い手が、高い生産性をもった近代的な農業経営によって行なわれることが必要ですが、そのためには、大きな規模で能率の高い経営を育成しなければなりません。そのためには、個別農家の作付面積の拡大とならんで集団的な転作の促進を図ることです。また、大規模な経営ないし作業規模の拡大を図るためには、農協による農作業等の受委託の推進を通じて、大規模な近代的栽培方式の普及を推進することが大切です。

農業者の対応としては、従来の作付規模拡大というかたちが多いとみられますが、相対的に広い面積を要する作物への転作や、機械化による生産性の向上を図るためには、生産の担い手が借地とか農作業の受委託等によって栽培規模の拡大を推進する必要があります。

しかし、農地所有の資産的保有性向が強い等農地の流動化が困難なので、現実的な手法として農作業の受委託、期間借地等を通じて、専業農家等が転作物物の栽培を推進することを普及する必要があるのです。

集団転作を促進するための指導方向としては、部落内でまとまる数ヘクタール程度の規模の集団転作については、転作をする農家と

これに作業等を委託する農家とが集落の中で話し合いを通じて結ばれ、小型機械化体系を軸とした栽培方式が成立するよう指導する必要があります。集落をこえた広がりของกลุ่ม転作については、市町村、農協等が仲介して、転作の担い手となる農業経営と、これに水田を委ねる農家を結びつけて生産の組織化を進めていくことが必要です。一定の広がりをもった転作を進めるためには、集団的な土地と水の利用の調整を図ることが必要で、この点からも生産の組織化が重要な役割を果たすものと考えられます。

農作業等を受託する農業者にとっては、農作業の受委託を通じて作業規模の拡大が図られ、資本と労働の効率的な利用と所得の向上が期待できます。農作業等を委託する農業者は安定した兼業農家とか、養鶏、園芸作物等労働集約的な専門化した経営、いわゆる経営組織の専門化、分化が可能となります。

このため、農作業等の受委託を推進する組織の整備を図り、農作業との委託に出しうる条件を整備するため、兼業機会の創設、経営組織の専門化の促進を図る必要があります。

5 稲作転換推進のための対策

稲作転換を総合的かつ計画的に推進するため、米生産調整および稲作転換対策の実施期間中、転作のための奨励補助金の交付をはじめ、土地基盤の整備、農業近代化施設の導入価格安定対策等の助成措置を講ずることとし、各種助成事業の拡充強化を図るほか、稲作転換のための特別の事業を実施するものです。

(1) 転作奨励補助金の交付

稲作転換を推進するため、転作に対しては、休耕より有利でかつ長期にわたり、奨励補助金が交付されます。この場合、直ち

には収益が見込めない永年性作物や、集団転作については、普通転作より水準が高い等態様に応じて差を設け、きめの細かい配慮をしながら誘導を図っています。

(2) 稲作転換促進特別事業等の実施

集団的な転作を促進するため、稲作転換促進特別事業により、一定規模以上の集団による機械施設の導入、土地条件の整備を行なうほか、補助事業の採択条件に達しない転作水田の土地条件の整備等作付条件の整備を図るため農業改良資金による条件整備を行なうことができます。

(3) 公共事業による土地基盤整備の促進

転作の定着をはかるため、公共事業により土地条件の整備を図ることとし、水田転換特別対策事業を実施することとしています。これは、水田を畑等の他の地目に転換したり、農業上の利用効率を高めるため、併せて農業道路の整備、区画整理、農用地の造成等も行ないます。

また、ほ場整備事業等で水田転換を実施するような地区については、採択条件の緩和や優先採択等転作の促進に資することとしています。

(4) 第二次農業構造改善事業の活用と生産の組織化

転作の定着と経営構造の改善を図るため、第二次農業構造改善事業については、稲作転換推進に資するよう積極的に活用することとしています。このため、新規事業の実施、事業によっては事業実施基準の緩和等の措置を講じています。

また、生産の組織化を図るため、農協による農作業の受委託、経営の受託を積極的に推進し、これによって、地域における意

欲的な農業者等を中心とした生産組織を育成することとしています。

(5) 試験研究および普及指導体制の整備

転作推進のため、転換畑に適した品種の選定、安定的多収栽培技術の確立、機械化省力技術体系の策定等高位生産技術の開発が要請されていますが、それらに対応した試験研究および研究推進体制の強化を図るとともに、技術水準の向上とその成果の農業経営への適応を図るため、現地実証試験を実施することとしています。

また、普及指導体制の強化を図って、市町村の稲作転換計画の樹立等に対する指導や、農業者に対する経営指導、技術の普及等を行なうほか、国、県、農業改良普及所を結ぶ普及活動を組織的、効率的に行なうため、普及情報活動システム化事業等により普及情報活動のシステム化を促進することとしています。

(6) 価格安定対策等

転作経営の安定を図るため、それぞれの作目に応じた流通機構の整備や販路の確保を図るほか、価格安定制度について拡充強化することとしています。

(7) その他転作作物の導入を促進するため、種子需給調整事業、種子採種事業、原種ほ設置事業等種子の安定的な供給対策等各種の施策を講じることとしています。

国民経済のたゆまぬ成長の中で、農業が課せられている命題は実に重大です。

農業生産においては、需要の動向に対応しながら、国民食料の安定的な供給を図りつつ生産を担当する農業経営の近代化と生産性の向上を通じ、産業として豊かに発展していくことなの

です。

また、同時に有効な資源の利用と環境の保全を促進し、豊かな国土の建設に資することです。

現下における米の過剰問題は構造的なものであり、米の減産対策は急を要する。米の生産調整と稲作転換は克服しなければならない多くの問題をかかえているが、しかし、米の生産調整を、単に米の減産と一時的な転作に終らせてはなりません。これを契機に、地域の実情に即し

た農業生産と望ましい生産構造への再編成にふみだすことが必要です。

国、県、市町村はもちろん、農業者はじめ関係各位がうって一丸となって、これら稲作転換対策の実施期間において、転作の総合的かつ計画的な推進をはかり、明日への発展の途を開くことこそ、今日与えられた最も大きな課題であると考えます。

昭和45年度落葉果樹関係除草剤・生育調節剤

試験成績概要

農林省園芸試験場 内 田 忠 雄

昭和45年度落葉果樹園関係の委託試験は除草剤7種類、生育調節剤3種類であり、これらについての成績検討会は昭和46年1月23日東京（都道府県会館）において、関係試験場担

当官の参集のもとで行なわれた。以下これらについての概要を述べよう。このほか、昨年中に成績検討が実施されたものもあるので、簡単に記載しよう。

昭和45年度落葉果樹関係除草剤・生育調節剤試験成績判定表

除 草 剤

薬 剤 名	剤型	有効成分および含有率	判 定	内 容	委託会社名
D B N (カソロン粒6.7)	粒	2,6-ジクロロベンゾニトリル 6.7%	実	8~10Kg スポット処理用で実	夕ア化学工業 北興化学工業
ターバシル (シンバー)	水和	5-クロロ-ターシャリブチル -6-メチルウラシル 80.0%	継	200~300g/10a	デュボン
ATA・DCNU (アプレックス)	水和	ATA: 3-アミノ-1,2,4- トリアゾール 37.5% DCNU: 3-(3,4-ジクロロ フェニル)-1,1ジメ チル尿素 37.5%	実・継	200g/10a(ウメ)で実 300g/10a(ウメ ・クリ)で継	丸和物産
リニュロン (アフロン)	水和	3-(3,4-ジクロロフェニル) -1-メトキシ-1-メチルウレア 50.0%	実・継	300~400g/10a(ブドウ 成木)で実 # (ブドウ若木)で継	ヘキスト・ ジャパン